

○旭川医科大学学生規程

平成16年4月1日

旭医大達第64号

最近改正 令和3年6月25日旭医大達第57号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号。以下「学則」という。）及び旭川医科大学大学院学則（平成16年旭医大達第151号。以下「大学院学則」という。）の施行に関し、必要な事項並びに学則及び大学院学則に定めがあるもののほか、旭川医科大学学生（以下「学生」という。）の遵守すべき事項を定めるものとする。

第2章 入学誓約書等

(入学誓約書、実習に伴う誓約書、連帯保証書及び学生調査書)

第2条 旭川医科大学（以下「本学」という。）の入学試験に合格した旨の通知を受けた者は、入学誓約書（別紙様式第1号の1）、実習に伴う誓約書（別紙様式第1号の2）、連帯保証書（別紙様式第2号）及び学生調査書（別紙様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人は本学の教育方針に協力し、保証する学生の身上及び授業料等の納付についての責任を負うものとする。

- 2 連帯保証人は、保証する学生が死亡又は行方不明になったときは、死亡診断書（死体検案書）又は理由書を付して学長に届け出るものとする。
- 3 連帯保証人を変更したとき又は連帯保証人が住所変更若しくは改姓等をしたときは、直ちに連帯保証書を再提出しなければならない。

第3章 学生証

(学生証)

第4条 学生は学生証の交付を受けて、常時これを携帯し、本学教職員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。

- 2 学生証を携帯しないときは、教室、研究室、図書館等本学の施設を利用できないことがある。

(学生証の交付及び再交付)

第5条 学生証の交付を受けるには、写真（3か月以内撮影の正面上半身、脱帽、縦3センチメートル、横3センチメートル、以下第2項において同じ。）1枚を提出しなければならない。

- 2 学生証の再交付が必要なときは、直ちに、学生証再交付願（別紙様式第4号）を学長に届け出て再交付を受けなければならない。
- 3 前項のうち、再交付の理由が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長が別に定める学生証再交付手数料を納付しなければならない。
 - (1) 紛失、盗難又は破損が生じたとき。
 - (2) 写真の変更を希望するとき。

(学生証の返納)

第6条 学生証は転学、退学、卒業、修了等により学生の身分を失ったとき又はその有効期間が満了したときは、直ちに学長に返納しなければならない。

第4章 住所変更届

(住所変更の届出)

第7条 学生は大学に届け出た住所を変更したときは、その都度住所変更届（別紙様式第5号）を学長に提出しなければならない。

(身上異動の届出)

第8条 学生は転籍、改姓等一身上に異動があったときは、直ちに転籍・改姓名届（別紙様式第6号）を学長に提出しなければならない。

第5章 欠席

(欠席)

第9条 学生は疾病その他の事由により欠席しようとするときは、事前に欠席届（別紙様式第7号）を学長に提出しなければならない。ただし、疾病による欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 やむを得ない事由により事前に届け出ることができなかつたときは、その事由を付して速やかに届け出なければならない。

第6章 健康診断

(健康診断)

第10条 学生は毎年定期又は臨時に本学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 学長は健康診断の結果に基づき、必要に応じて治療を命じ、又は登学を停止することができる。

第7章 休学、復学、転学及び退学

(休学、復学、転学及び退学)

第11条 学則第26条、第28条、第29条及び第31条並びに大学院学則第24条の規定により、休学、復学、転学又は退学の許可を受けようとする者は、それぞれ休学願（別紙様式第8号）、復学願（別紙様式第9号）、転学願（別紙様式第10号）又は退学願（別紙様式第11号）に必要な応じて、医師の診断書等その事実を証する書類を添付し、連帯保証人連署の上学長に願い出なければならない。

第8章 団体

(団体の設立)

第12条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、学生団体設立届（別紙様式第12号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の団体の存続期間は、当該団体が届け出た日の属する年度の末日までとする。

(団体規約等の変更)

第13条 前条の規定により届け出た団体（以下「届出団体」という。）が、団体の規約等届出事項を変更しようとするときは、学生団体変更届（別紙様式第13号）を学長に提出しなければならない。

(団体の継続)

第14条 届出団体が団体活動を継続しようとするときは、毎年4月末日までに、学生団体継続届（別紙様式第14号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の届出をしない団体は、解散したものとみなす。

(団体の解散)

第15条 届出団体が存続期間中に解散したときは、直ちに学生団体解散届（別紙様式第15号）を学長に提出しなければならない。

(学外団体への加入又は参加等)

第16条 届出団体が学外団体に加入又は学外の行事に参加若しくは共催しようとするとき

は、学外団体加入・行事参加・行事共催届（別紙様式第16号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の学外団体への加入の有効期限は、当該団体が届出をした日の属する年度の末日までとする。

（加入学外団体規約の変更）

第17条 加入した学外団体の規約が変更になったときは、直ちに加入学外団体規約変更届（別紙様式第17号）を学長に提出しなければならない。

（学外団体への加入の継続）

第18条 届出団体が学外団体への加入を継続しようとするときは、毎年4月末日までに学外団体加入継続届（別紙様式第18号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の届出をしない団体は、当該学外団体から脱退したものとみなす。

（加入学外団体からの脱退）

第19条 届出団体が学外団体の加入有効期間中に当該学外団体から脱退したときは、直ちに加入学外団体脱退届（別紙様式第19号）を学長に提出しなければならない。

第9章 集会等

（集会等）

第20条 学生又は届出団体が学内において集会又は行事をしようとするときは、当該日の3日前までに集会・行事届（別紙様式第20号）を学長に提出しなければならない。

第10章 掲示及び印刷物の配布

（掲示）

第21条 学生又は届出団体が学内において、ビラ、ポスター等を掲示しようとするときは、学長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 前項の取扱いについては別に定める。

（印刷物等の配布）

第22条 学生又は届出団体が学内において、ビラ、新聞その他の印刷物を配布しようとするときは、あらかじめ印刷物等を学長に提出しなければならない。

第11章 施設・設備の使用

（施設・設備使用の願出）

第23条 学生又は届出団体が本学の施設・設備を使用しようとするときは、あらかじめ施設・設備使用願（別紙様式第21号）を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第12章 届出の受理又は許可の取消し及び行為の禁止

（届出の受理又は許可の取消し及び行為の禁止）

第24条 学生又は届出団体の行為が、学則、大学院学則その他の規程に違反し、又は本学の秩序を乱すと認められたときは、第12条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条若しくは第23条に規定する届出の受理又は願出の許可を取消し、若しくはその行為を禁止することがある。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日旭医大達第29号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年10月12日旭医大達第59号）

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日旭医大達第59号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月9日旭医大達第75号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日旭医大達第57号）
この規程は、令和3年6月25日から施行し、改正後の別紙様式第2号については、令和2年4月1日以降の入学者から適用する。

様式第1号の1(第2条関係)

入 学 誓 約 書

このたび旭川医科大学に入学したうへは、学則その他の規程を遵守するとともに、学生としての本分に従って勉学に励み、成業を期すことを誓います。

年 月 日

旭川医科大学長 殿

本 人

学科・学年 学科第 学年
氏 名
(自署)

様式第1号の2(第2条関係)

実習に伴う誓約書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

私は、学内外で実施される実習において、個人情報の取扱いに関して下記の事項を遵守することを誓約します。これに反して、大学又は第三者に不当な損害を与えた場合には、自ら責任を負うほか、本学学則に基づく処分を受けることに異議はありません。

記

- 1 実習中に知り得た個人情報は、実習関係者以外に一切口外及び公開しない。
- 2 個人情報を、実習に必要な範囲を超えて収集しない。
- 3 施設内で作成された個人情報を含む資料等は、病棟あるいは施設外に持ち出さない。
やむを得ず持ち出しが必要な場合には、病棟ないしは施設の責任者の承諾のもと、その管理には細心の注意を払う。
- 4 個人情報を含む資料には、紛失、盗難等の無いよう、その管理には細心の注意を払う。
- 5 実習を行う機関ごとの方針に従い、規程等を遵守する。
- 6 上記のほか、個人情報の取扱いに関しては、関係法令の規定に基づき、また、対象者の基本的人権に配慮して、適切に行う。

本人
学科・学年 学科第 学年
氏名
(自署)

様式第2号(第2条関係)

連 帯 保 証 書

旭川医科大学長 殿

提出区分	提出年月日	学生証番号又は受験番号
新規・変更(変更事項)	年 月 日	

[学生]

ふりがな		本 籍 地
氏 名		
ふりがな		
住 所	(〒)	

貴学に入学を許可されました上記の者の入学科及び在籍中の授業料(下記表において、上記の者が在籍する学生区分の学期ごとの金額及び極度額)の納入は、本人と連帯して私が責任を負い、貴学にご迷惑をかけないことを誓約いたします。

[連帯保証人]

ふりがな		学生との続柄	職 業
氏 名			
ふりがな			電 話 番 号
住 所	〒		固定電話(職場・自宅)
E - m a i l			携帯電話

授業料請求書の送付先(番号を○で囲む)	1	連帯保証人
	2	学生本人

学生区分別の入学科及び授業料の金額

学生区分	入 学 料 (入 学時に1回 納入)	授 業 料 (前 期 ・ 後 期 ごとに納入)		
		学 期 ごと の 金 額	標 準 的 な 所 要 額 (修 了 に 必 要 な 在 学 期 間 と 授 業 料 の 総 額)	極 度 額 (最 長 在 学 年 限 と 授 業 料 の 総 額)
	円	年 額 円 (前 期 円 後 期 円)	年 : 円	年 : 円

※授業料の金額は、「旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程」に定めています。

※「極度額」は、連帯保証人が支払いの責任を負う上限額です。

※「在学年限」は、学生が最長で在学できる期間です。この期間に休学期間は含みません。

記入上の注意事項

- 1) 本書は入学科、授業料等の学納金請求を用途とし、会計課にて保管します。
- 2) 本籍地は都道府県のみ記入してください。
- 3) 連帯保証人は父母又はこれに準ずる者(学資支給人)で、確実に連帯保証人としての責務を果たすことができる人に限ります。
- 4) 入学科又は授業料等の納入に問題が発生した場合や確認を要する事態が発生した場合等に大学から連絡する可能性がありますので、確実に連絡がつく住所・電話番号等を記入してください。
- 5) 連帯保証人の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに本書を再提出してください。
- 6) 姓名の変更にあたっては、戸籍抄本又は住民票を添付してください。

様式第3号(第2条関係)

学 生 調 査 書

㊞

年 月 日現在

旭川医科大学

※ クラス		※ 学生証番号		※ 学位記番号		撮影 年 月 日
※ 平成 年 月 日入学 平成 年 月 日卒業						写 真 上半身，脱帽，正面 向きで，3か月以内 のもの
ふりがな			男 生年月日 昭和 年 月 日生	女	
氏 名						
本 籍 地	(都道府県名を記入)					
現 住 所 (入 学 後)	自宅・下宿 親戚・間借 他()	〒			携帯電話 ()	—
		電話				
連 帯 保 証 人 (父 母)	ふりがな電話				
	住 所	〒				
	ふりがな		職 業 (詳細に)		
学 歴	年 月 日	学 校 名		職	期 間	勤 務 先
	昭 平 年 月 日	高等学校入学			自 . .	
	昭 平 年 月 日	高等学校卒業		至 . .		
				自 . .		
				至 . .		
				自 . .		
				至 . .		
				自 . .		
			至 . .			

※印欄は記入しないこと。

家 族 状 況	続柄	氏名	生年月日	職業、勤務先または学校名等	同居・別居
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
奨学金 関係	本学入学時に奨学生となることが内定している場合は、その奨学会名及び期間、金額等 (奨学会等名) (期間、金額等)				
特記すべ き既往歴	病名	時期		※左記欄(既往歴)については、特に知らせておくべきものがあれば記入のこと。	
本人について本学で知っておいて欲しい事項等					
※ 備 考	平成	年度	第	学年	異動等
	平成	年度	第	学年	
	平成	年度	第	学年	
	平成	年度	第	学年	
	平成	年度	第	学年	
	平成	年度	第	学年	
考					

※印欄は記入しないこと。

(注) 本学では、取得した学生の個人情報を含む記録について、プライバシー保護の重要性を認識し、適正な管理、保管を行います。また学生調査書は、教育・研究活動上必要となる修学指導を目的に利用するもので、学年担当教員及び学生支援課において保管し、原則としてこれを第三者に提供又は開示することはありません。

様式第4号(第5条第2項関係)

学 生 証 再 交 付 願

年 月 日

旭川医科大学長 殿

学科・学年 学科 第 学年
学生証番号
氏 名

下記の理由により学生証を再交付下さるようお願いいたします。

記

1. 再交付希望理由(該当する番号に○を記載すること。)

- ① 紛失
- ② 盗難
- ③ 破損
- ④ 顔写真の変更希望
- ⑤ 磁気・IC不良
- ⑥ 改姓 (旧姓： 新姓：)
- ⑦ その他(具体的に：)

2. 上記理由の発生年月日： 年 月 日()

3. 場所及び状況(再交付希望理由が①～③のとき。具体的に記載すること。)

4. 警察への届出状況(再交付希望理由が①・②のとき)：

届出済 ・ 届出未済

※1. 再交付希望理由が①～④の場合は、再交付手数料(1,000円)がかかります。なお、納付済みの再交付手数料は原則として還付できません。

※2. 再交付希望理由が①・②の場合で、再交付後に旧学生証が発見されたときは、旧学生証を速やかに学生支援課学生総務係へ返却してください。

※3. 再交付希望理由が①・②の場合を除いて、再交付された学生証は旧学生証と引換えにお渡しします。

※学生支援課記載欄		学生受領確認欄
<input type="checkbox"/> 有料	<input type="checkbox"/> 領収書確認済	受領日 年 月 日 【署名】
<input type="checkbox"/> 無料		

様式第5号(第7条関係)

住 所 変 更 届

年 月 日

学科・学年 学科第 学年

学生証番号

学生氏名

このたび下記のとおり住所を変更しましたので、お届けします。

記

新住所	〒 自宅・下宿・間借・親戚宅・他()
電話番号	
携帯番号	

(注) 連帯保証人の住所が変更した場合は、「連帯保証書」も併せて提出すること。

様式第6号(第8条関係)

転改 姓 籍名 届

年 月 日

旭川医科大学長 殿

第 学年
学生証番号
氏 名

このたび のため下記のとおり 本籍 姓名 を変更しましたので、戸籍
抄本を添えてお届けします。

記

新

旧

(注) 署名は必ず本人が自署してください。

様式第7号(第9条第1項関係)

欠 席 届

年 月 日

旭川医科大学長 殿

学科・学年 学科 第 学年
学生証番号
氏 名

下記の理由により欠席します(しました)のでお届けします。

記

理 由

期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

欠席中の該当履修科目及び教員名

科 目	教 員 名	科 目	教 員 名

*疾病により欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書を添付すること。

様式第8号(第11条関係)

休 学 願

年 月 日

旭川医科大学長 殿

第 学年
学生証番号
氏 名

㊦

連帯保証人
住 所
氏 名

㊦

下記の理由により休学したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

休学の理由

休学期間 自 年 月 日
至 年 月 日

(備考)

休学の理由は詳細に記入し、疾病による休学の場合は医師の診断書を添付すること。

様式第9号(第11条関係)

復 学 願

年 月 日

旭川医科大学長 殿

第 学年
学生証番号
氏 名

㊦

連帯保証人
住 所
氏 名

㊦

年 月 日から 年 月 日 のため休学中のところ
月 日から下記の理由により復学したいので、許可下さるようお願いします。

記

復学の理由

休学期間 自 年 月 日
至 年 月 日

(備考)

疾病による休学をしていた場合には、医師の診断書を添付すること。

様式第10号(第11条関係)

転 学 願

年 月 日

旭川医科大学長 殿

第 学年
学生証番号
氏 名

㊦

連帯保証人
住 所
氏 名

㊦

下記の理由により転学したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

転学の理由

転学希望の大学名

様式第11号(第11条関係)

退 学 願

年 月 日

旭川医科大学長 殿

第 学年
学生証番号
氏 名

㊦

連帯保証人
住 所
氏 名

㊦

このたび下記の理由により、 年 月 日付けで退学したいので、許可下さ
るようお願いいたします。

記

退学の理由

様式第12号(第12条第1項関係)

学 生 団 体 設 立 届

年 月 日

旭川医科大学長 殿

責任者 第 学年
学生証番号
氏 名

下記のとおり学内において学生団体を設立しますのでお届けします。

記

団 体 名	
目 的	
設 立 (予 定) 年 月 日	
発 起 人 又 は 役 員 氏 名	
会 員 数	
顧 問 教 員 氏 名 印	印

※氏名自著の場合は押印は必要ありません

(備考)

団体規約、役員及び会員名簿、活動計画書を必ず添付すること。

様式第13号(第13条関係)

学 生 団 体 変 更 届

年 月 日

旭川医科大学長 殿

責任者 第 学年
学生証番号
氏 名

下記のとおり届出事項を変更したのでお届けします。

記

団 体 名		
変 更 事 項	顧問教員	新 旧
	団体規約	
	役員	
	活動計画	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		
顧問教員氏名印		①

※氏名自著の場合は押印は必要ありません

(備考)

団体規約、活動計画の変更については、それぞれ変更しようとする規約、計画書を必ず添付すること。

様式第14号(第14条第1項関係)

学 生 団 体 継 続 届

年 月 日

旭川医科大学長 殿

責任者 第 学年
学生証番号
氏 名

下記のとおり学生団体を継続しますのでお届けします。

記

団 体 名	
目 的	
設 立 年 月 日	
会 員 数	
顧 問 教 員 氏 名 印	印 ※氏名自著の場合は押印は必要ありません

(備考)

今年度役員及び役員名簿、活動計画及び前年度活動状況報告書を必ず添付すること。

様式第15号(第15条関係)

学 生 団 体 解 散 届

年 月 日

旭川医科大学長 殿

責任者 第 学年
学生証番号
氏 名

下記のとおり学生団体を解散しましたのでお届けします。

記

団 体 名	
解 散 年 月 日	
解 散 理 由	
顧 問 教 員 氏 名 印	⑩ ※氏名自著の場合は押印は必要ありません

(備考)

活動状況報告書を必ず添付すること。

様式第16号(第16条第1項関係)

加入
学生団体 行事参加 届
行事共催

年 月 日

旭川医科大学長 殿

団体名
第 学年
責任者 学生証番号
氏 名

加入
下記のとおり学外団体に 行事参加 したいのでお届けします。
行事共催

記

学 外 団 体 の 名 称	
学 外 団 体 の 所 在 地	
学 外 団 体 の 代 表 者 氏 名	
目 的	
分 担 金 等	
期 日	
人 数	
顧 問 教 員 氏 名 印	④

※氏名自著の場合は押印は必要ありません

(備考)

加入しようとする学外団体の規約，役員名簿を各1部添付すること。

様式第17号(第17条関係)

加入学外団体規約変更届

年 月 日

旭川医科大学長 殿

団体名
第 学年
責任者 学生証番号
氏 名

下記のとおり加入学外団体の規約が変更になりましたのでお届けします。

記

加入学外団体の名称	
加入学外団体の所在地	
加 入 学 外 団 体 の 代 表 者 氏 名	
加入学外団体の新規約	別 添
顧 問 教 員 氏 名 印	㊟

※氏名自著の場合は押印は必要ありません

様式第18号(第18条第1項関係)

学生団体加入継続届

年 月 日

旭川医科大学長 殿

団体名
第 学年
責任者 学生証番号
氏 名

下記のとおり学外団体への加入を継続したいのでお届けします。

記

学 外 団 体 の 名 称	
学外団体の所在地	
学外団体の代表者氏名	
加 入 年 月 日	
加 入 の 目 的	
分 担 金 等	
人 数	
顧 問 教 員 氏 名 印	印

※氏名自著の場合は押印は必要ありません

様式第19号(第19条関係)

加入学外団体脱退届

年 月 日

旭川医科大学長 殿

団体名
第 学年
責任者 学生証番号
氏 名

下記のとおり学外団体から脱退しましたのでお届けします。

記

加入学外団体の名称	
加入学外団体の所在地	
学外団体の代表者氏名	
脱 退 理 由	
顧 問 教 員 氏 名 印	㊦

※氏名自著の場合は押印は必要ありません

様式第20号(第20条関係)

集 会 届
行 事

年 月 日

旭川医科大学長 殿

団体名
第 学年
責任者 学生証番号
氏 名

下記のとおり 集会 行事 を行いたいので、お届けします。

記

集会・行事等の名称	
集会・行事等の目的	
集会・行事等の予定人員	
集会・行事等の日時	
集会・行事等の場所	
連絡先(氏名)	
顧問教員氏名印	印

※氏名自著の場合は押印は必要ありません

様式第21号(第23条関係)

施設・設備使用願

年 月 日

旭川医科大学長 殿

団体名
第 学年
責任者 学生証番号
氏 名

下記のとおり施設を使用したいので許可下さるようお願いします。
なお使用後は責任をもって復元ならびに清掃し、火災予防には十分注意します。

記

使 用 施 設 名	
使 用 目 的	
使 用 期 間	月 日 ~ 月 日
使 用 時 間	
使 用 人 員	
備 考	

様式第1号の1 (第2条関係)
様式第1号の2 (第2条関係)
様式第2号 (第2条関係)
様式第3号 (第2条関係)
様式第4号 (第5条第2項関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第8条関係)
様式第7号 (第9条第1項関係)
様式第8号 (第11条関係)
様式第9号 (第11条関係)
様式第10号 (第11条関係)
様式第11号 (第11条関係)
様式第12号 (第12条第1項関係)
様式第13号 (第13条関係)
様式第14号 (第14条第1項関係)
様式第15号 (第15条関係)
様式第16号 (第16条第1項関係)
様式第17号 (第17条関係)
様式第18号 (第18条第1項関係)
様式第19号 (第19条関係)
様式第20号 (第20条関係)
様式第21号 (第23条関係)